

当麻町ホームヘルプサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人当麻町社会福祉協議会が開設する当麻町ホームヘルプサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又要支援状態等にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 当麻町ホームヘルプサービスセンター
- (2) 所在地 上川郡当麻町4条東2丁目16番3号（当麻町農村環境改善センター内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名
サービス提供責任者は、センターに対する事業の利用の申込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画書及び訪問型サービス計画書の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2名（常勤職員）
7名（非常勤職員）
訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日
- (2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。

(指定訪問介護等提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(3) 通院等乗降介助

2 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、当麻町が定める額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 訪問型サービス事業

- ① 訪問型サービス費(Ⅰ)・・・週に1回程度利用
- ② 訪問型サービス費(Ⅱ)・・・週に2回程度利用
- ③ 訪問型サービス費(Ⅲ)・・・週に2回以上利用
- ④ 訪問型サービス費(A)・・・1回につき月5回まで

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) センターから、片道おおむね10キロメートル未満 300円

(2) センターから、片道おおむね10キロメートル以上 500円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(虐待防止に関する事項)

第7条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第8条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 センターは、訪問介護員等に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第9条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第10条 センターは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問

介護員等の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 11 条 センターは、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、当麻町の区域とする。

(相談・苦情対応)

第 14 条 センターは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 センターは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(事故処理)

第 15 条 センターは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 センターは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての重要事項)

第 16 条 センターは、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 日

2 センターは、訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人当麻町社会福祉協議会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月22日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(第1条、2条、5条、7条、10条一部改正、第3条追加)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第5条3号一部改正)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。(第5条第2号及び第3号一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(第7条一部改正)

この規程は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。(第5条一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(第5条一部改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(第1条、第2条、第4条、第6条、第16条一部改正、第3条削除、第7条、第8条、
第9条、第10条、第11条、第14条、第15条追加)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(第4条一部改正)